

議案第50号	三田市放課後児童クラブ条例の制定について
こども政策課	児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業として実施する三田市放課後児童クラブについて、入所許可等当該事業の手續等を明確に規定するため、当該条例を制定しようとするもの。
<p>【趣 旨】 保護者の就労等により放課後に家庭や地域で適切な保護を受けることができない小学校低学年の児童に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るに当たり、三田市児童クラブの適正な運営、位置づけを明確化するため、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【根拠法令】 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実施場所（第2条・別表関係） 市内15小学校 ●定員（第4条関係） 1児童クラブにつき30人以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 ●入所資格（第5条関係） 以下の要件をすべて満たす児童 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内に住所を有し、市内の小学校又はこれに準ずる学校の第1学年から第3学年までに在学している児童（身体障害者手帳等の交付を受けている児童については、第4学年まで） (2) 保護者が就労等により月曜日から金曜日までの間に4日以上放課後に家庭や地域社会において適切な育成を受けることができない児童 (3) 保護者の責任において、自主的な登下校が可能であり、児童クラブにおける集団での保育が可能である児童 ●入所申請（第6条関係）、入所の許可の取消し等（第7条関係） ●育成料（第8条関係） 児童1人につき月額8,000円。ただし、時間延長を利用する場合は、児童1人につき月額2,500円を加算する。 ●育成料の減免（第9条関係） <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【経過措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例の施行の日から平成24年3月31日までの間について第1条中「第6条の3第2項」とあるのは、「第6条の2第2項」と読み替えるものとする。 2 この条例の施行の日前に別に定めるところによりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。 3 この条例の施行の際現に別に定めるところによりなされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後に処理されることとなるものは、この条例の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。 	